

新型リバースモーゲージローン

（住宅担保型老後資金ローン）

商品概要説明書

ご利用いただける方	次の条件をいずれも満たしている個人の方 ・ 高山市、飛騨市、大野郡白川村に在住の組合員の方（お申込人様） ・ （連帯債務者の方には、お申込人様と同様に組合員にご加入いただきます） ・ 借入時の年齢が満55歳以上の方 ・ 収入があり、収入・納税等に関する証明書をご提出いただける方 ※但し、年金受給権者の方はお申込人・連帯債務者の方ともに当組合の口座にて年金受給されている方 （当組合に変更できる方も可といたします。） ・ 土地付一戸建住宅に一人暮らしもしくは配偶者との二人暮らしで、他に同居人がいない方 ・ お申込人の相続予定者全員から承諾が得られる方（別途、承諾書への署名が必要となります。）
ご融資資金の用途	自由（ただし、事業性資金にはご利用になれません）
ご融資形態	当座貸越契約（決められた極度金額内であれば繰返し借入が可能です） ご夫婦で同居の場合は、配偶者の方を連帯債務者とさせていただきます。
借入極度額	借入極度額は最高3,000万円までとなります。（10万円単位） ご自宅の担保評価額の50%以内となります。 ※評価額は当組合所定の方法による評価となります。 ※尚、契約期間中において、担保評価額の見直しにより当初限極度額を変更させていただきます場合があります。
ご融資利率 及び金利変動の方法	基準金利+1.80%の変動金利となります。 基準金利は長期貸出最優遇金利とし、基準金利の変更は長期貸出最優遇金利変更後、最初に到来する利息支払日より適用致します。
お利息の計算方法	貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎偶数月の15日にご融資利率にて当組合所定の方法により計算のうえ、指定口座から自動引落しさせていただきます。
ご融資期間 （ご契約の終了の時期）	原則、お借入れ人（及び連帯債務者の方の両方）がお亡くなりになられるまでとします。 （同居の配偶者の方がいらっしゃる場合、連帯債務者として債務は配偶者に引継がれます。） 転居等によりご自宅を売却された場合も売却代金にて一括返済させていただきます。
元金の返済方法	お借入元金は、契約終了時（上記「ご融資期間」欄をご確認ください）に一括返済させていただきます。 原則として担保物件の売却代金により一括返済させていただきます。 相続時、相続人様からの返済も可と致します。 ※なお、随時お手許資金による返済も可能です。 （ご返済の際は、窓口へお申し出ください。）
連帯保証人	相続人となる方の中から別世帯の方1名が必要となります。
担保	・ 居住用不動産に第一順位の根抵当権を設定させていただきます（設定登記費用はお客様のご負担となります） ・ 担保となる物件は、原則として高山市・飛騨市・白川村内の一戸建て住宅と

	させていただきます。 ※設定金額（根抵当権極度額）は借入極度額の120%とさせていただきます。 ※設定金額（根抵当権極度額）はお取引期間中に変更が必要となる場合は変更登記をしていただきます。（変更登記費用はおお客様のご負担となります） ※火災保険にご加入いただき質権を設定させていただきます。				
申込に必要な書類	・本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等、顔写真付公的証明書） ・所得証明書（年金受給者の方は年金額改定通知書等、年金額を証明するものも可とします） ・承諾書（相続予定者の方） ・納税証明書 ・住民票（世帯全員のもの） ・借主と連帯保証人及び相続予定者関係が判る公的書類（戸籍謄本等） ・固定資産評価証明もしくは名寄台帳 ・不動産登記簿謄本（全部事項証明書）				
手数料	不動産担保事務手数料 新規担保設定1件につき、 <table> <tr> <td>設定額2,000万円超</td><td>55,000円（税込）</td></tr> <tr> <td>設定額2,000万円以下</td><td>33,000円（税込）</td></tr> </table> 融資条件変更手数料 11,000円（税込）	設定額2,000万円超	55,000円（税込）	設定額2,000万円以下	33,000円（税込）
設定額2,000万円超	55,000円（税込）				
設定額2,000万円以下	33,000円（税込）				
苦情処理措置 紛争解決措置	○苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓 口：ひだしんお客様相談室】 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除きます） 受付時間：9：00～17：30 電 話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/ ○紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。 【窓 口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：00 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）				

令和3年3月35日現在

- * 審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。
- * 詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。